

令和 7 年 6 月 2 日

岩手県知事 達増 拓也 様

日本野鳥の会宮古支部  
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部  
支部長 田代 健

日本野鳥の会もりおか  
代表 佐賀 耕太郎

公益財団法人日本野鳥の会  
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)

## 岩手県の「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」に係る対象事業実施区域、及びその周辺における希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全に関する要望書

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県大船渡市の大窪山から荒金山にまたがる地域に計画されている「大船渡第一・第二太陽光発電所事業（以下、対象事業という）」について、日本野鳥の会は発電施設建設予定地とその周辺地域（以下、当該地域という）に生息する希少猛禽類や各種渡り鳥の生息環境保全の観点から下記の通りに要望いたします。当該地域の豊かな自然環境の保全のためお取り計らいくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

### 記

#### 1. 要望内容

本県の北上高地は、山林・牧野・農耕地・河川・湿原等の混在した多様で豊かな自然環境を有し、一年を通して多様な野生動植物が生息しております。例えばこの地域はイヌワシ・クマタカ等の国内希少野生動植物の重要な生息地であるとともに、ガン・カモ類やハクチョウ類等の鳥類の渡りルートにもなっており、また環境省レッドリストで絶滅危惧 II 類で国内希少野生動植物種でもあるオジロワシ・オオワシ等の越冬地にもなっており、沿岸部の大船渡湾や広田湾ではコクガンも越冬します。このたび岩手三陸太陽光発電合同会社により「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」環境影響評価準備書が公表されましたが、事業予定地のほとんどは県立自然公園の区域内であり、予定地域には鳥類に限らず環境省レッドリスト 2020 や本県のいわてレッドデータブックに掲載されている動植物が多く見られます。対象事業が計画通りに実施されれば当該地域の自然環境は激変します。例えば当該地域では太陽光パネルの建設に伴って広大な表土が剥ぎ取られ、そこに設置されるパネルの下では太陽光が射さず降雨量も減少し地表温度も上昇するはずです。それらの結果として当該地域において現存の高層湿原性の植物群落が消滅し、それに依存して生息してきた昆虫や小動物などの姿も見られなくなるでしょう。また太陽光パネルの設置により貴重な鳥類の生息環境の消失や渡り鳥の飛翔ルートの搅乱といった影響が生じることも避けられません。これらの影響は特に絶滅危惧種の動植物の生息にとって致命的なものとなります。さらに当該事業に関しては土砂災害、山林火災、環境汚染の面でも重大な懸念も拭えません。このような事業計画を県立自然公園の区域内で進めることはこの地域の豊かな自然環境を末長く保全しようとする岩手県の方針に反する行為であり、地域住民がそのような豊かな自然環境と触れ合ってその生態系を理解するための貴重な場を失わせるものもあると言えます。

従って私どもは、当該地域の自然環境保全の観点に基づき、対象事業の白紙撤回を検討するよう事業者

に対し指導、勧告して下さるよう強く要望いたします。

## 2. 要望の背景

- (1) 当該地域一帯はイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の重要な生息地です。特に当該地域である大船渡市の大窪山から荒金山にまたがる地域は希少猛禽類が高頻度で出現している高度利用地域であり、これらの営巣地や採餌場（狩場）が周辺の各地に分散しております。特にイヌワシは我が国の天然記念物に指定されている希少大型猛禽類であり、北上高地から沿岸にかけての地域は日本国内における数少ないイヌワシの生息適地となっていました。しかし近年はその生息数が激減し、生存さえも危ぶまれる状態となっております。現在岩手県内のイヌワシの繁殖成功率が非常に低下していることが問題となっておりますが、その大きな原因として地元のイヌワシ専門家が指摘するのは、各種の開発事業等により「繁殖適地が減少している」こととともに、「採餌場（狩場）」が減少して餌不足でヒナが育てられないことの2点です。特に太陽光発電の場合は広大な面積が太陽光パネルで覆われ、希少猛禽類の採餌可能な地域が大幅に狭まります。その結果として採餌適地が著しく狭められ、餌不足による繁殖成功率の低下という現状がさらに悪化する危険性が大幅に高まります。なお当該地域の大窪山周辺についてはかつて2001年に風力発電事業計画が持ち上がっていましたが、その際に岩手県はこの地域がイヌワシの高度利用地域となっていることを理由に県立自然公園内の開発を許可せず、建設計画が中止の運びとなっております。今回このような地域に大規模太陽光発電所を建設すると、これまでからうじて守られてきたイヌワシの生息環境を大きく損なう恐れがあります。
- (2) 日本列島はアラスカを含む東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の経路のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されています。当該地域やその周辺の三陸沿岸部にも多種多様な鳥類が生息したり、渡りの途中に立ち寄ったりしております。特に当該地域やその周辺の三陸沿岸部には環境省レッドリスト2020で絶滅危惧Ⅱ類（VU）、いわてレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類に指定されているオジロワシ・オオワシ等の海ワシ類が渡来し越冬します。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴って渡り鳥の飛翔コースなどが次々に解明されるようになり、北上高地や三陸沿岸部がガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートであることも明らかになっております。従ってこれらの鳥類の生息環境や渡りルートの保全のためには北上高地と三陸沿岸をセットにした総合的・長期的な環境保全策の実施が必要となります。しかし対象事業の準備書の中にはそれらに関する事前の配慮や予防策の構想などは見られません。特に小型の渡り鳥が太陽光パネルの集合体を水面と見誤ってパネル面やフェンスに衝突して死亡する事故が欧米などでは報告されておりますが、今回の準備書にはこのような事故に関する文献調査結果等の記述は見当たらず、事故防止対策のための事前調査も計画されておりません。
- このまま対象事業を進めると当該地域の自然環境が大きく損なわれ、当該地域に生息する各種鳥類の生息環境保全が非常に困難となると危惧されます。
- (3) 当該地域は三陸海岸に近い位置にあり、三陸復興国立公園の「南部エリア」に接しております。また当該地域は自然豊かな五葉山県立自然公園（第3種）内にあります。当該地域の一つである荒金山周辺の環境は森林ですが、当該計画には取り付け道路整備等の大規模な森林伐採を伴う計画があり、野生生物への悪影響に加えて景観や自然環境の破壊行為が危惧されます。また多数の太陽光パネルの設置場所となっている大窪山の周辺では吉浜湾、越喜来湾を一望できる素晴らしい景観が楽しめます。さらにその地域の草原や湿地にはハッチョウトンボをはじめとする多くの希少な昆虫や植物が生息し、それらが観察される貴重な場所ともなっております。対象事業がそのまま実施されると、多くの住民の憩いの場所となっている当該地域の景観やその中の豊かな自然環境が大きく損なわれてしまします。
- (4) 最近の地球温暖化に伴うゲリラ豪雨、スーパー台風などにより日本国内各地でしばしば山野での土砂災害が発生しております。そして現在はその土砂流出の原因の一つとして全国各地の自治体が規制を強めているのが、傾斜地における太陽光発電施設の設置です。実際に岩手県内でも2019年4月に、遠野市内において、山腹での建設工事が原因で太陽光発電事業地から同市小友町外山地区の外山川や小友川に濁水が流れこむという事件が発生しております。しかもこの時の濁水は水田に流入して大きな被害を及

ぼし、河川の生態系やヤマメやアユの養殖にも多大な影響、損害を与えるました。対象事業においても大窪山牧場の頂上部や周辺部の傾斜地の樹木の大規模伐採を伴う太陽光パネル設置や付帯施設の建設、取り付け道路整備等のための大規模な森林伐採が含まれており、施設の建設や設置・稼働に伴い地震や大雨などの際に地滑り等の土砂災害を引き起こす恐れが懸念されます。またこの地域に降った雨水が森林で保持されずに濁水として河川から海に流出することにより、吉浜湾、越喜来湾等の沿岸漁業や養殖施設等に悪影響を与える可能性も想定されます。今回の対象事業の準備書では土砂流出や近隣河川の汚濁の防止に関する事前対策がようやく記述されるようになりましたが、その内容は概論レベルであって安全対策が十分に検討されているとは言えません。仮に当該計画をこのまま実施した場合は、河川の汚濁などによる当該地域の自然環境の破壊や新たな土砂災害により周辺住民の生活環境を悪化させる恐れが高いと考えられます。

(5) 太陽光発電施設の経年劣化に関して環境省は2024年8月22日付で「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」を公表しております。そもそも太陽光パネルは半導体の集積物であり、その中にはヒ素やセレンなどの各種有害金属・非金属が含まれております。従ってその経年劣化や災害等による破損は土壤や水環境を中心とする環境汚染に直結するはずです。しかし今回の準備書の「事業終了における設置した工作物の取り扱い」の項目の中では、いつどのような状態となった場合に事業終了となるのかという重要な点が記載されておりません。そもそもこの準備書の中の太陽光パネルの性能等に関わる項目には製造業社名・型番・耐用年限等が全く記載されておらず、施設周辺の水系での定期的な水質検査の実施についても触れられておりません。さらに太陽光パネルの劣化状態をどのように定期点検しどのような周期でパネルの定期交換を実施するのか、不要になった太陽光パネルの廃棄についても「適切に行う」とあるものの環境に配慮しながらどのように回収しどのような形で廃棄してリサイクルに付す予定なのか、など保守管理計画に不可欠な情報も示されておりません。当該事業計画においてこの部分への検討が不十分のままであれば、万が一の場合に周囲の土壤や河川の汚染、さらには三陸沿岸の水環境汚染の可能性も危惧されます。

(6) (5)とも関連しますが、太陽光発電に由来する火災は以前より国内各地で頻発しており、最近では2023年10月12日には岩手県軽米町、2024年3月27日には鹿児島県伊佐市、2024年4月5日には宮城県仙台市青葉区でメガソーラーの火災が発生しております。そしてこのような事態を受けて経済産業省は2024年9月10日付で「大規模太陽電池発電施設における火災事故及びその対応について」を公表しております。実際に太陽光発電が電気施設である以上は短絡による火災発生の可能性を常に考慮する必要があり、その火災の原因は施設の老朽化以外に、強風、積雪、落雷、土砂災害等による施設の破損、下草の繁茂や小動物の営巣や配線を齧る行為などさまざまです。しかし当該事業計画の準備書の中には変電施設での消火設備の設置には触れているものの、太陽光パネル自体については「保護装置」や「パワーコンディショナ自動停止」とある程度で実際に火災が発生した場合の対応については示されておりません。自動停止装置等に全幅の信頼を置くことができるのであれば、全国の太陽光発電施設で繰り返されている火災は起こりえないはずです。さらに当該事業の場合は市街地からのアクセスの不便さと太陽光発電施設という特殊性により消火活動に制約があり、結果的には付近の山林に延焼して大規模山林火災につながる可能性も想定されなければなりません。2025年2月26日に大船渡市で発生した大規模山林火災は地元住民に甚大な被害を与え、現地の自然環境にも重大な悪影響を及ぼしました。同様の山林火災は断じて繰り返されてはならないものです。

なお太陽光パネルの下に植物が繁茂する状態は電気系統の短絡を招く恐れが高く、さらに太陽光発電施設の破損等で火災が発生した場合に山林火災を引き起こす恐れもあります。そのため資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2022年4月改定）の中では事業計画段階で保守点検・メンテナンス体制の構築を定めることを求めており、それに対応する形で今回の準備書の中では施設内の除草について「年に数回の草刈り作業（1年間の実績により翌年の作業回数を決定）」と手短に記述しております。しかし広大な敷地全体の草刈り作業の実施方法については具体的な記述がなく、「原則として除草剤を使用しない」との記述にとどまっています。草刈り作業は施設の保守点検の中で極めて重要なものの一つですが、なぜ事業計画の段階でその作業頻度の予測ができないのか、そして除草剤の不使用に関してなぜ「原則として」の文言が添えられるのかという点には大いに疑問があります。

す。仮にも稼働開始後に除草剤を使用することになれば膨大な量の薬剤が長期間にわたって施設内や周辺に散布され続ける事になり、この地域での新たな環境汚染に直結することは避けられません。そしてこれが周囲の豊かな自然環境や生態系を破壊し近隣の農牧畜業に悪影響を及ぼすのみならず、河川等を通して環境汚染を三陸沿岸に広げる恐れもあります。従って、このように具体性の乏しい保守管理計画のままで当該事業が稼働することは断じて認められません。

今日の我が国では再生可能エネルギーの導入の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし再生可能エネルギー施設の開発事業であっても、それが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地域住民の安全で健全な生活環境を損なうことにも繋がります。私どもはこれまで述べた自然保護・環境保全の観点に基づき、当該地域における事業計画を中止するよう岩手県知事より、事業者の岩手三陸太陽光発電合同会社およびその親会社である自然電力株式会社に対しご指導いただくことを強く求める次第です。

以上